二　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［略］
58‖57‖　法別表第三の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［略］
60‖59‖　法別表第三の九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　遊漁船業の適正化に関する法律第七条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
［略］
63‖62‖61‖　法別表第三の十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［略］
一　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　採石法第三十二条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
64‖　法別表第三の十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　砂利採取法第九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
65‖　法別表第三の十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
七　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］　54‖　［同上］
［新設］　55‖　［同上］
［新設］　57‖56‖　［同上］　［同上］
［新設］
［新設］